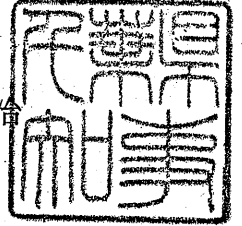




環 第 5 4 5 号  
令和元年10月8日

我孫子市長 星野 順一郎 様

千葉県知事 鈴木 栄治



我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書  
に対する意見について（通知）

平成31年4月5日付けで送付のあった標記準備書に対する意見について、  
千葉県環境影響評価条例第21条第1項の規定により、別添のとおり通知しま  
す。

## 我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書 に対する意見

本事業は、我孫子市内で発生する一般廃棄物の処理を行う我孫子市クリーンセンターの施設老朽化に伴い、現施設の稼働を継続させながら、段階的に現施設の解体・撤去を行いつつ、同一敷地内に新たな廃棄物焼却施設等の構造物や緑地等を整備するものである。新設する廃棄物焼却施設は、現施設と同様の連続燃焼式ストーカ炉とし、1日当たりの処理能力を195トンから約120トンに縮小するとともに、新たに余熱利用による発電を行い、場内電力利用及び売電を行う計画である。

事業実施区域は、利根川の南側に位置する低地の一角にあり、生活環境の保全に配慮すべき施設として、障害者支援施設や老人福祉施設が近接している。また、周辺には利根川ゆうゆう公園やハケの道の迷路等の憩いの場が存在し、自然との調和を図る必要がある。さらに、事業実施区域内では、重金属等による土壤汚染が確認されており、汚染の拡散防止に十分留意する必要がある。

については、これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の実施に伴う環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

### 記

#### 1 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果

##### (1) 大気質

ア 供用時について、最大着地濃度地点だけでなく、方法書に記載の全ての地点を対象に予測及び評価を行うこと。

イ ダウンドラフト時の予測に当たり、対象とした建物及びその選定理由並びに形状係数(C)として採用した数値及びその妥当性を明らかにした上で、必要に応じ、改めて予測及び評価を行うこと。

##### (2) 水質

事業実施区域で土壤汚染が確認されていることを踏まえた工事排水の処理及び水質管理の具体的な方法を明らかにした上で、適切に予測及び評価を行うこと。なお、濁水処理プラントを設置する場合は、発生汚泥の処理方法も明らかにすること。

(3) 水文環境

現施設の地下構造物の影響を考慮の上、改めて工事の実施に係る予測及び評価を行うこと。

(4) 騒音

廃棄物運搬車両の走行による道路交通騒音について、調査地点T4の現況値に係る環境基準の超過要因を明らかにするとともに、その内容を踏まえた評価を行うこと。

(5) 土壌

地歴調査に基づき、土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められるとされた表層の区画において、鉛及びその化合物が土壌含有量基準を大きく超過する結果が見られることから、改めて地歴に関する情報収集を行い、その結果を明らかにした上で、必要に応じて調査の再実施を検討すること。

(6) 植物、動物及び生態系

ア 供用開始から数年後には植栽した樹木等が生長し、現況と同程度の環境になるとされているが、消失する緑地の規模等を踏まえ、環境保全措置を再検討の上、予測及び評価を見直すこと。

イ 現地調査で確認されたイソギクについて、一般的に海岸に生育するものであることから、生育状況を確認の上、自生している場合は、重要な種として取り扱うこと。

ウ 「千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドリスト動物編」が平成31年3月に改訂されたことから、当該改訂内容を踏まえるとともに、新たにレッドリストに掲載されたゴマダラチョウを重要な種として取り扱うこと。

エ 工事の実施に係る動物及び生態系について、爬虫類、両生類及び昆虫類は振動等による影響が考えられることから、改めて予測及び評価を行うこと。

オ 供用時の動物及び生態系について、種の移動性等の生態的特性を踏まえ、改めて予測及び評価を行うこと。

## (7) 景観

- ア 線的又は面的に設定された予測地点について、当該予測地点における異なる場所の写真を比較するなど、予測及び評価の妥当性を明らかにすること。
- イ 予測結果のうち、ハケの道の迷路の眺望景観の変化について、建築物の色彩を自然や農業と調和させることにより、その違和感を小さくすることができるとした根拠を明らかにすること。
- ウ 眺望景観の変化をできる限り低減するため、建築物の緑化の先行事例等を参考に、一層の環境保全措置を検討すること。

## (8) 廃棄物

- リサイクルセンターから発生する廃棄物の予測について、発生量はリサイクルセンターでの処理後の数値とし、改めて環境保全措置の検討及び評価を行うこと。

## (9) 残土

- 方法書に記載のとおり、発生土の量を抑制する手法の検討結果を明らかにした上で予測を行い、残土の搬出量ができる限り抑制されているかどうかを適切に評価すること。

## (10) 環境保全措置の検討及び評価の手法

- ア 環境保全措置について、複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、事業実施に伴う環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを検証するとともに、その内容を明らかにすること。
- イ 「環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法」による評価については、調査及び予測の結果並びにアの環境保全措置の検討結果等を踏まえて行うとともに、その評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにすること。
- ウ 供用時の評価について、現況と将来を比較するなど、事業の実施に伴う環境影響を分かりやすく整理した上で、改めて行うこと。

## 2 監視計画

- (1) 千葉県環境影響評価条例第14条第1項第6号ハに規定する「監視計画  
その他環境の状況の把握のための措置」は、全ての実施結果について報告・  
公表の対象となることに留意するとともに、調査の項目ごとに選定理由を  
整理し、その内容を明らかにすること。
- (2) 重金属等による土壌汚染が確認されていることを考慮し、供用時における  
事後調査の対象項目に地下水質を追加するとともに、測定値に変動が  
見られた場合は、その原因を究明し、必要な措置を講ずること。

## 3 その他

環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに  
当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の  
利便性の向上に努めること。